

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

徳光集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

認定農業者 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手を中心に農作業の受委託や農業機械の共同利用を行っている。
- ・畦倒し等ほ場整備に取り掛かり後継者が継承し易くする環境が整備されている。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて集落営農の法人化に取り組んでい

(別紙)

る。

- ・既存組織の若返りを図り、耕作放棄地の減少に取り組んでいる。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、用水路の高寿命化やシバザクラ等の地衣植物を植栽し、畦畔の草刈作業の労働力を軽減していく。
- ・集落内の組織への特定作業受託により、後継者のいない農業者の農地が集積されている。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少している。
- ・野菜農家・既存組合の米、他市町農業者と加工業者が連携してパエリア等の加工品を学校給食・老人ホームに販売し、6次産業化を推進している。